

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラオ	首都圏基幹道路改修計画のため の贈与に関する日本国政府とパ ラオ共和国政府との間の交換公 文	首都圏基幹道路改修計画を実施するために必要な 1. 道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,405,000千円 (H19年度 426,000千円) H20.3.31まで (H20年度 979,000千円) H21.3.31まで	H19.5.22 コロール で (同日)	日本側 中村園夫在パラオ 臨時代理大使 ラミー・シユム パラオ側 ル国務大臣	H19.6.1 324号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。